資料　２

〇町立学校設置条例改正に関する上美生地域への対応について

・生活圏（出張所・郵便局・派出所等）を形成する上美生地域の特徴を鑑み、地域の今後の展望を総合的に検討・協議し、持続的な地域振興に期することを目的に、副町長、教育長、全課長を構成員とする上美生地域振興プロジェクトチームを設置。
・各課で関係する上美生地域での事業について調査を実施。結果を取りまとめ後、今後の振興策について庁内協議を行う。
・地域振興策に関する地域からの要望を協議する場を設け、実施内容を決定し、実施計画、予算に反映を行う。

スケジュール案（イメージ図）

項目	R8.10	R8.11	R8.12	R9.1～R9.7			R9.8	R9.9	R9.10	R9.11	R9.12～R10.2		R10.3
プロジェクトチームの設置													
所管課事業の調査・取りまとめ													
取りまとめ結果の庁内検討													
地域との情報共有・協議・合意（※）													
事業の庁内決定													
実行計画への計上													
実行計画の決定													
令和10年度予算への計上													
令和10年度予算の決定													
各学校の閉校													

※以降も地域との情報共有・協議、合意形成を重ね地域振興を図る。